

VII 事例（参考）

ここに挙げた事例は、実際に学校や保育所などで虐待が疑われる事例が見受けられたときに、子どもや家庭をどのように見立てて、どう対応したらよいかを検討する一つの材料としてまとめたものです。

それぞれの教育・保育の現場で、こうした事例を研修などでご活用いただき、本文の理解を深めるきっかけにしていいただければと思います。

事例の使い方の例

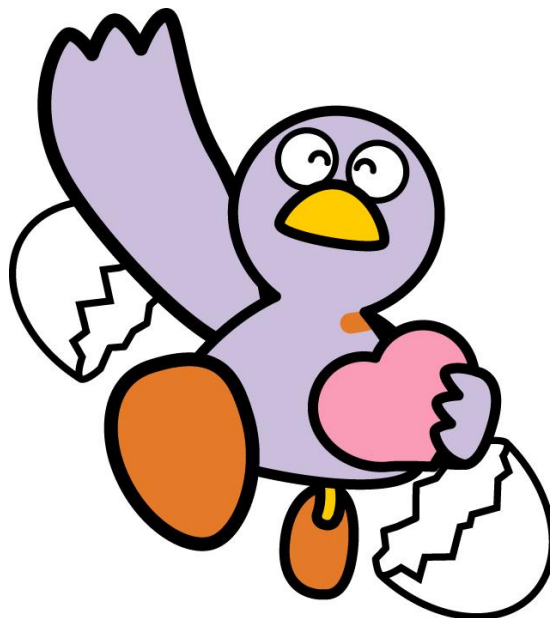
①【概要】を読む。

家庭や子どもの状況から、どういった点が虐待に該当するのか、発見の手がかりはどこにあるのかについて考えます。

さらに、虐待と考えられる場合には、どのように対応したらよいかを具体的に考えます。

②【ポイント】で確認する。

なお、事例は検討用につくられたものです。実在する事例ではありません。



事例 1 学校をほとんど休んでいる小5の女子の事例

(保護の怠慢・拒否(ネグレクト))

概要

父(42歳)、母(32歳)、
長女(小5)、長男(小4)、次男(小2)、三男(3歳)

父と母は、交通事故の後遺症などで通院し、生活保護を受けている。長女は、学校にはほとんど登校していない。

長女の担任の教師が家庭訪問したところ、両親は不在。長女は、中にいるようだが出てこない。家の中は、脱いだ衣服やマンガ本、食べかけの物などが散らかっていた。

別の日に、学校で長男の様子を聞いたところ、両親はパチンコ屋に出かけていることが多く、長女は3歳の子どもの面倒を見ているとのこと。長男の話から、担任は、家族全体はだらしのないものの、とりあえず長女は元気ではないかと考え、安心した。

長男と次男は、衣服も数日間同じものを着て登校してくる。友だちから、「臭い!」と言われてけんかになることもある。また、きょうだいげんかのためなのか、次男の体にはアザが絶えない。

ポイント

《発見》

- ・ 両親は、子どもの養育を適切に行っていない可能性が高く、保護の怠慢・拒否が疑われる。
- ・ 家庭訪問しても長女に会うことができていないが、そのままにするのではなく、早期に長女の安否確認を行わなければならない。
- ・ 次男の体のアザは、きょうだいげんかなのか、親の身体的虐待によるものなのか、明らかにする必要がある。

《対応》

- ・ 長女の安否確認ができないのであれば、直ちに児童相談所に通告する必要がある。
- ・ 三男は幼児で虐待のリスクが高いため、市や児童相談所に通告するなど、早急な対応が必要である。
- ・ 市の児童福祉担当や生活保護担当のケースワーカー、小学校などの関係者が子どもや家庭に関する情報を共有し、家庭に対する具体的な支援を検討することが必要である。

事例2 帰宅したがらない女子中学生の事例（性的虐待）

概要

母（38歳）、義父（46歳）、長女（中3）

母子家庭であったが、母は3か月前に再婚した。最近学校での様子がおかしく、すぐに気分が悪いと言って、保健室に行くようになった。早退するように促しても、早退せず、3年生は部活動がないにもかかわらず、図書室や教室にいて下校しようとしな

ない。
男性の担任が、進路のことで悩んでいると思い、相談室で話をすると、母と義父は、家から通える近くの高校に進学してほしいと考えているが、本人は県外の全寮制の学校への進学を希望していることが分かった。他には悩んでいることはないという。担任は、母が再婚したため、家に居づらくなったのかもしれないと考えたが、家庭の問題でもあるので、進路については両親とよく相談して決めるようにアドバイスした。

（長女は義父から性的な虐待を受けていた。親や男性の担任には話すことができず、一人で悩みを抱え込んでいた。）

ポイント

《発見》

- ・ 体調が悪い、放課後になってもなかなか帰宅したがらない、家から出たがるなどの状況は、虐待を疑うポイントの一つである。

男性の担任に対して「特に悩んでいることはない」と子どもが話していても、帰宅したがらない状況が続く場合には、再度、子どもの状況を確認する必要がある。子どもに直接話を聞く場合には、担任が男性の場合、事実を話せないことがあるため、養護教諭やスクールカウンセラー、相談員など、同性の職員が相談できる体制をつくる必要がある。

《対応》

- ・ 性的虐待の事例の場合は、専門的な援助が必要となるため、速やかに児童相談所に通告する必要がある。
- ・ 性的虐待の場合には、虐待者と被虐待児の生活をすぐに切り離し、子どもを安全な環境に置くことが重要である。場合によっては、早急に子どもを一時保護する必要がある。
- ・ 性的虐待は、虐待の事実を子どもから訴えることは少ないため、日頃から子どものサインを見落とさないことが重要である。研修等を通して、性的虐待の事例を知っておくことも早期発見につながる。

事例3 問題行動の多い男子中学生の事例

(身体的虐待、保護の怠慢・拒否(ネグレクト))

概要

父(42歳)、母(37歳)、長男(中2)、次男(小5)、長女(小3)

学校での長男は、落ち着きがなく1時間の授業を静かに受けることができない、忘れ物が多い、友人とのトラブルが絶えないなど、問題行動の多い生徒である。

家庭での様子を母に確認したところ、長男は、幼い頃から落ち着きがない、気に入らないと何を言ってもダメ、同じ失敗を繰り返す、注意しても同じことをする、注意力がなくよくケガをする、友だちとのトラブルが絶えないなど、母は「育てにくい子」と感じていた、とのことであった。

また、両親は、近所から「しつけができていない」と言われていると思い込み、あせりから、ことばで話しても同じことを繰り返す長男に対して、体で覚えさせようと、「殴る、蹴る」「食事を抜く」「夜、外に出す」等で善悪を教えようとしていたとのことである。

中学へ入学した頃から、長男は体格もよくなり、気に入らないと母に対して暴力を振るうようになり、次男、長女も長男のことを怖がるようになってしまった。

長男は、中学1年生の時に、ADHD(注意欠陥・多動性障害)と診断されている。

ポイント

《発見》

- ・ 授業に集中できず落ち着きがない、友人とのトラブルが多いなどは、虐待を疑うポイントの一つである。
- ・ 親が、「育てにくい子」と感じる子どもの場合、しつけがエスカレートし、結果として虐待に至ることがあるため、注意が必要である。

《対応》

- ・ 家庭や学校で、子どもが問題行動をしばしば起こす場合には、子ども自身に起因する問題があることも想定されるため、児童相談所や医療機関に早めに相談し、養育上の問題と併せて指導を受けることが望ましい。

事例4 障害を持った子どもを受け入れられない母への支援の事例 (身体的虐待、心理的虐待)

概要

父(34歳)、母(30歳)、長女(6歳)知的障害、自閉傾向

長女は1歳6か月健診で「言葉が遅い」ことを指摘され、軽度の知的障害、自閉傾向があると診断された。保健所の発達相談で年に数回フォローを受けている。

5歳から幼稚園に通い始めたが、母は、友だちと遊べないなどの長女の行動が気に入らず、送り届けた後にわざわざ引き返してきて長女を殴ったり、周囲の園児・保護者の目を気にすることなく「ばか」等の大声を出したりする日々が繰り返されていた。

送迎時の母の表情は硬く、長女は母の表情をうかがうように緊張して動かないこともある。母は「長女の障害を受け入れたくない」という発言がある反面、長女が遊ぶ様子をほほえましそうに見ていることもあった。しかし、長女の行動にイライラすると担任の目の前で長女を大声で叱ったり、叩いたりすることも見られた。

長女は、時には、顔にあざができたまま登園することもあった。

ポイント

《発見》

- ・ 長女に対する暴言が続いていること、長女が母の表情をうかがい緊張が見られる様子から心理的虐待が強く疑われる。
- ・ 母が長女を叩いていることが確認されていて、顔にあざが見られる状況は、身体的虐待が強く疑われる。

《対応》

- ・ 明らかながやあざがある場合は、幼稚園だけではなく関係機関と連携して対応する必要がある。
- ・ 母の言動の背景には、長女の障害を受け入れられない様子がうかがわれる。一般の幼稚園、保育所などでは、周りは障害がない子どもが多いことから、引け目を感じてしまう場合もある。母に対しては、養育に関する指導よりも、母の気持ちを受け入れて人間関係を築いていくことが重要である。その上で、母が長女の障害を受け入れられるように支援していくことが大切である。
- ・ 母への対応は幼稚園だけでは困難であるため、これまで相談に関わっている保健所などと連携して行う必要がある。
- ・ 父が長女の障害や母の対応について、どのように考えているのか明確でないため、父へのアプローチの方法について、関係機関と検討する必要がある。

事例5 保育所を利用して在宅支援を始めた事例 (保護の怠慢・拒否(ネグレクト))

概要

父(29歳)アルバイト、母(33歳)主婦、長男(0歳)未熟児で出生

長男が未熟児で出生した病院から保健所に、退院に向けての連絡が入る。「長男の経過は順調であり、退院を検討しているが、母は育児練習でも、予定の半分の時間で『もうみられない』と長男を返してくるような状態。また、妊娠中の喫煙、糖尿病の食事療法を守れないなど自己管理ができていない。退院後の生活が心配である。」との内容。

退院後、保健師が家庭訪問をしてみると、部屋にはタバコの吸い殻、缶ジュース・お菓子の袋が散乱している。育児に関しては、ミルクの作り方や扱い方が手荒である。育児のアドバイスをしても、改善が見られない。

関係者で検討を行い、保育所の利用申請を勧めたところ、両親は同意し、保育所の利用が始まった。

ポイント

《発見》

- ・ 父の就労が不安定、母の健康面に不安がある、長男は未熟児で出生している、退院後の家庭養育環境に不安があるなど、虐待が起こる要因を複数抱えている家庭(ハイリスク家庭)である。
- ・ 保育所では、着替えなどのときに、子どもの体に傷やあざがないか、衛生状態はどうかなどについて、注意深く確認する必要がある。
- ・ 連絡なく子どもを休ませたり、休む理由があいまいであったりする場合には、注意が必要である(子どもを見せられない状態になっている可能性がある)。

《対応》

- ・ ハイリスク家庭の場合には、些細と思われることでも園長など上司に報告する。
- ・ ハイリスク家庭の場合には、子どもや家庭にどのような状況の変化が見られたときに通告するのか、あらかじめ関係機関と確認しておくことよい。
- ・ この事例は、保育所の利用にうまく結びつくことができ、在宅支援が始まったが、今後は、子どもや家族に関わる関係者が定期的に事例検討会を行うなどして、情報の共有化を図り、子どもの状況や家族の変化に適応した支援を継続していくことが必要である。